

第2回 緊急地震速報評価・改善検討会

「緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会」の議事について

1. 部会の概要

日 時：平成22年10月29日(金)15:00～17:00

場 所：気象庁講堂(気象庁庁舎2階)

部会委員出席者：中森部会長、小豆澤(代理：関)、加藤、上村、国崎、鷹野、西野(代理：林)の各部会委員

気象庁出席者：西出、橋田、松村、土井、関田、横山、長谷川、内藤

2. 配布資料

- ・議事次第
- ・緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会(第1回)議事概要
- ・緊急地震速報の受信端末及び配信に関する検討部会(第1回)議事録
- ・資料1 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」での変更の概要
- ・資料2 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」の概要
- ・資料3 「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」
- ・資料4 国民からの主なご意見とそれに対する気象庁の見解
- ・資料5 国民からのご意見
- ・資料6 ガイドラインの実効性確保について

3. 議事録

<資料等の取り扱い>

部会長より、本検討会での審議内容及び資料の取り扱いについては原則公開とし、議事録については第1回検討部会の議事録も含めて、今後議事録を公開するにあたって個人名を明示しない形式で公表する旨を確認し、了承を得た。

<緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)>

事務局より資料1, 2, 3, 4, 5をまとめて説明。

事務局：国民への意見募集について、法人個人、合わせて22の方々から、延べ260という多数の意見をいただいた。意見の中には、ガイドラインの本質に係る意見や、各項目に対する見解の相違によって生じていると思われるものなどがあつた。今回は予定を変更し、いただいたご意見をもとにガイドライン案について改めて部会委員にご意見を伺いたいと思う。

<資料4の について>

部会委員：法的な規制もなく、気象庁としてはガイドラインに準拠するよう求めているが、

「必須」や「推奨」という言葉では、事業者によって受け止め方が異なってくるのではないかと。ガイドラインが普及していくこととも関連するが、どの程度効力なり影響があるのかを考えると、非常に重要なことではないか。

部会委員：国が定めるガイドラインということで、重要視され、「必須」が多すぎるという意見を多くいただいている。「必須」が多いとコストが上がる。コストが上がると普及が下がる。そういうスパイラルに入りかねない。適切な運用が担保されるのであれば、修正すべきものは修正をするということが重要ではないか。

部会委員：利用者側から見てもわかりにくい項目が多いのではないかと。国民の意見を募集してはいるが、利用者側の意見が少ない。ガイドラインを制定する理由には、利用者が適切に安全に使っていただく趣旨もあるので、提供する事業者の説明責任が重要になってくる。

部会委員：利用者側からするとどれが必須でどれが推奨なのかはあまり関係がない。端末の中でどれが基準に達しているのかということが重要と思っている。利用者が安全に使うために担保しなければならない部分を「必須」とするのはではないか。その「必須」への適用状況がわかる判定マークのようなものができると非常にありがたい。

事務局：気象庁として、配信・許可事業者に対して、どうしても守ってもらうことが必要と考えている機能・能力を「必須」、それ以外の部分については「推奨」としている。「推奨」と「必須」についてはかなり差があるという認識。「必須」という言葉に問題があるかもしれないので、こちらについてはもう一度確認させていただきたい。

部会委員：「必須」機能については、利用者に委ねるべきという意見をいただいている。

事務局：ガイドライン(素案)と比べて変わったのは、気象庁として利用者への緊急地震速報のお勧めの利用方法を、ガイドライン(案)では、明確に記載したことである。緊急地震速報の利用方法については、事業者と利用者間で決めていただくようになるかと思う。

事務局：今「利用者」が、ガイドラインの利用者と端末等の利用者の両方の意味であいまいに使用され議論されているように見える。配信・許可事業者に対して、こういう端末だったらいい、こういう配信状況だったらいいという、そういう視点で「必須」というのをもう一度見直したほうがいいと言われているのか、それとも端末等の利用者での利用方法のところで「必須」を見直したほうがいいと言われているのか、整理・明らかにして検討する必要がある。

事務局：利用者サイドに立つと、ガイドラインに記載している緊急地震速報の内容をすべて理解するという事は難しいと思う。配信・許可事業者がガイドラインに沿っているもの沿っていないものを利用者に示す。利用者はそれをもとに、購入・契約するという判断だけになるのが一番理想的と思っている。

事務局：端末を購入する際、どの端末がガイドラインに適合しているのかの一覧表のようなものがあると一番わかりやすいのではないかと。

事務局：現状ではそのようになるが、理想としては、適合した端末しか市場に出回らないことである。適合したことが判断できるようマークなど何らかで判断できることが理想である。

事務局：「必須」、「推奨」とした理由を再度整理したいと思う。いくつかの条件を設けて、なぜ項目が「必須」であるのかなどを明らかにしたいと思う。その精査の中では「必

須」のものを「推奨」にすることもありうる。

部会委員：利用者の利用方法は多岐にわたる。一つに絞ってしまうと全部当てはまらないといけないなど、心配ではあるので検討をしてほしい。

部会委員：配信・許可事業者にはガイドラインを参考に端末の設計製造に関して準拠を求めるのだが、どのように求めるのか。求めていっても結局準拠しない事業者の扱いに関して見えてこない。

<資料4の について>

部会委員：既存の端末に対して遡及しないということだが、利用者にとっては安全を担保するものなので、コスト面も考えつつではあるが、既に普及しているものに対するの指導的な意味合いも含めておく必要がある。

部会委員：既存の端末の改修は経費的な面を考えると困難と思える。既存のものがガイドラインにどこまで準拠しているかどうかを明示して消費者に判断を委ねると云う考えもある。

部会委員：現状の端末を列車の制御で使っているが、どこまでガイドラインに沿っているのか判らない。それで、もし合っていないからダメだということになった場合、コスト面から考えても、対応が難しい。むしろガイドラインからどれだけ外れているのかを理解して使用していれば良い。

事務局：事業者から十分な説明を受け利用者において配信の状況や端末の動作など理解して使っている利用者については問題ない。新しく使用する利用者がどのような配信や端末を選べばいいかわからない時にガイドラインをベースに考えていただくことが目的である。すでに端末を利用している利用者においては、事業者の間で、ガイドラインから不足している点等の意見交換が出来ていることが大事である。

部会委員：ガイドラインの発効等について、具体的な日付はあるのか。

事務局：明確に返答が出来ないが大事なところなので、参考にさせていただく。

部会委員：百貨店では積極的に緊急地震速報を導入し、ほぼ完了している状況だが既存の端末とガイドラインがどれだけ違うのかが明確になれば対応がしやすい。

部会委員：既設の端末を今後どうするのかを利用者が検討できるようにするのが、ガイドラインの意味でもある。適切でない端末を使用したことによってトラブルが発生したのが、今回の発端である。どこが不適切なのかを判りやすくするのも議論にしたい。

<資料4の について>

部会委員：なぜ1秒で提供できないという意見があるのか？

事務局：インターネットを使っている配信・許可事業者から、インターネット回線の特性上1秒は保障できないというご意見をいただいている。インターネットとはいえ、回線を圧迫させるような動画などを利用していない限り届くと思われ、品質の問題だと考えている。

部会委員：この1秒と言うのは、配信事業者から利用者への時間の問題を指しているのか？例えばADSLであれば問題ないと思うが、どのような想定がされているのか？

事務局：センターから配信事業者までは専用線を使うよう示している。この件は配信事業者から利用者までの配信を指しており、インターネットでは「1秒」というガイドラ

イン満たさない場合がありえるので質問されていると思う。

部会委員：もしそうなら、それこそ利用者に説明しないといけない重要な項目ではないか。

部会委員：「適切」という表現は、何を以て適切というかがわかりづらい。表現を変えるか、適切と判断できるための条件を決めるべきではないか。

部会委員：配信がしっかり行われることについては、何らかを決めるべきだと思う。また利用者についての説明はしっかりとされるべき。

<資料4の について>

部会委員：ケーブルテレビでの普及が一番多いので、対象にすべき。

部会委員：「有線テレビジョン放送法」や「放送技術基準」に抵触する可能性があるとか、財産権の侵害に当たるというようなご指摘をいただいていると思うが、何が抵触するのか、確認したほうが良い。

事務局：ガイドラインが法に抵触するかどうか、確認の上対応していく。

部会委員：ガイドラインの対象範囲について、ケーブルテレビ以外にもある。「ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKのチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置」について、対象外と明記されているが一般に広く使用されている事実があるので、対象とすべきではないか。

事務局：対象外ではあるが、どのように対応すべきか検討したい。

部会委員：ラジオの緊急地震速報を館内に流した際、ラジオ放送を経由したからといって、最初から「対象外」というと問題があると思うので検討の上で判断していただきたい。

部会委員：そのような装置も利用者には専用の受信端末だと判断されている現状がある。

事務局：ガイドラインにおける受信端末の定義と利用者の認識に差異があり誤解が発生することになるので、更に検討する。

部会委員：利用者は端末だと思っても、気象庁はラジオだと思っているという違いがある。この違いについての説明も難しいと思う。ガイドラインの目的をもう一度考えて対象を何にするか検討すべき。

事務局：ガイドラインの対象の部分の記述について、検討する。

事務局：「対象外は何をしても良い。」というように受け取られないようにすべきと考えるので、検討させていただく。

事務局：「対象外」とだけガイドラインに書くのではなく、当該装置の利用方法等については、別途に扱うということの記述をガイドラインに設けた方がよいのでは。

部会委員：ガイドラインに書いた方が良いと思う。

部会委員：今後、携帯電話やラジオを用いたいろいろなものが出てくる可能性があり、単に「ラジオ」とするのではなく、放送等による緊急地震速報(警報)を用いた機器を対象とする表現方法を考えるべき。

<資料4の について>

部会委員：不正な電文であるかどうかの確認方法はどのようにするのか。端末側で電文が、正しい緊急地震速報であるかどうか判断できる機能を用意するということが。

事務局：電文を解析する際、フォーマットに基づいた電文か否かを判断することになる。機能としては、配信事業者の配信サーバ、端末、両方に持つべきものとする。

部会委員：現在の緊急地震速報には誤り制御用の冗長な情報がないので、不正電文の判断を完全に行うのは難しい。

事務局：完全に判断させるのは難しいが、無防備でいいわけではない。

事務局：この項目が不要との認識での発言なのか。

部会委員：現実論として不正電文を完全に排除するのは難しいのではないかと。表現方法を考えるべき。

事務局：定量的に記載していないのは、不正電文を完全に定義できないから。どのレベルまで対応するかは、ユーザのニーズ次第かと思うのでメーカーそれぞれ決めてほしい。

部会委員：否定はしていない、表現の工夫が必要。

<資料4の について>

部会委員：事業許可の取得者は、何があっても取り消されないのか？

事務局：有効期限などの指定もない。法令に基づいて立ち入り検査を行ってチェックはしている。不適正なことがあれば指導も行う。検査ももっと頻繁に行うことも検討している。

部会委員：立ち入り検査をもっと頻繁にしたほうが良い、という意見が出るような事実があったのか？

事務局：事業の実施において、疑問に思うところがあれば随時検査を実施している。通常は2年から3年で検査を実施している。

部会委員：すべて、全ての事業者に対して検査を行っているか。

事務局：そのとおりである。

部会委員：許可事業に対して取り消しはあるか？

事務局：手続き上はある。著しく問題がある場合には行うが、基本的にはその前に指導する。

部会委員：企業がなくなった場合は許可も自然消滅か？

事務局：自然消滅ではない。企業がなくなる前に、廃止届など所要の手続きを取っていただきたい。

<資料4の について>

部会委員：気象庁の見解の通り、何を標準にするかという問題がある。やはり標準というのは、少し普及が進んでくると、いろいろと必要であるという意見も持っている。ただ、今すべてを標準にしてしまうと、見解の通り、規制強化につながるのではあまり好ましくないと思う。また、利用者側から見て、ある一定の基準があるというのは、品質というものを担保する意味にもなるので、今後は考えていかなければならないことだと思う。

事務局：業界標準をやっている形はまだ具体的などころはないが、事業者のほうで検討していただくというのも一つの考え方だと思う。ガイドラインは官民一体で作っていくものだと思うので、技術基準など細かいところの検討の際はガイドラインを参考に検討していただければと思う。

<資料4の について>

部会委員：この回答ならば、NHKチャイム音を推奨する必要はないのではないかと。工場や工事現場で別の報知音の選択もありならば、ある意味それぞれの空間において、この音がいいと思えばそれを使えるということになる。国民が受け取る音に、そもそも気象庁としてなぜチャイム音を推奨するのかといえば、これが緊急地震速報だと国民に理解していただき、数秒という短い間に生命・財産を守ってもらうためである。その役割を果たすため、本来であれば報知音を統一するのが望ましいのだが、様々な空間において、やむを得ないということである。このガイドラインの対象外である携帯電話から発信される音は別であるというように、様々な音が出ているということを見ると、ここであえて言う必要があるのかどうかということを感じる。個人的には、やはり統一音を推奨すべきだと思っている。気象庁に統一すべきという見解があり、NHKチャイム音を使いながら、しかし空間によってはやむを得ないと書いているが、基本的にこの音は緊急地震速報だと国民にわかってもらいたい。そのために、携帯電話ではこういう音、一般的に推奨している音はNHKチャイム音。工場などの聞き取りにくい場所ではこの音、と3つないしは4つを指定して、それをしっかり伝えていくべきだと思う。別の報知音の選択もありということだと、結局は様々な音がいろいろな場所で流れているということと変わりなく、何のためにこれを推奨するのか、ということになるのではないかと思う。

事務局：一番耳にふれやすい部分、例えばデパートのような集客施設など、一般の誰でも出入りできるような場所では、NHKチャイム音を使って頂きたいというのが、今回の趣旨である。個人宅についても、当然テレビなどとの整合性という意味で、それを使っていたきたいということで推奨している。一方、端末の利用者と緊急地震速報の端末を作っているメーカーとの関係もあるかと思うが、やはり他の音を指定することは今の段階では考えていない。あくまで今回のガイドラインで言っておきたいのは、不特定多数が出入りできる場所についてはNHKチャイム音にしようということである。

部会委員：聞き取りにくければ音量を上げればいいという簡単な考え方もある。緊急地震速報は認知度があっても、なかなか普及しない理由の一つに、この音にも原因があるのではないだろうか。やはり国民の緊急地震速報の意識を高めるという意味では、統一音というのは必要ではないかと思う。

部会委員：前回も話したのだが、百貨店協会はNHKチャイム音で統一している。これについては、NHKチャイム音と別の音と聞き比べての判断ではなく、小売業や映画関係など一般の方が多く集まるところは、従業員だけではなく、不特定多数の人に聞いてもらうことになり、その際に不特定多数の人が常に聞き慣れているのは何だろうという判断から、NHKチャイム音を選択している。今後、NHKチャイム音をやめて、統一された新しい音を作ろうというのであれば、当然それに統一はしていくが、現時点ではNHKチャイム音が聞き慣れていると思うので、一般集客施設に関しては最適なのではないかと考えている。ただ、工事現場で聞きづらいという話については、いくつも数があるのではなく、数を絞ってこういう場合にはこういう音という形で必須にすれがよいのではないかと。集客施設については、やはりNHKチャイム音で統一するというのが我々も望ましいと考えている。その他の音については、今後一つ一つ現場検証したいと思う。

事務局：先程の意見は、気象庁は統一に向けてもっと汗をかけということだろうと理解した。まさしくその通りであるが、非常に難しい部分があり、少なくともガイドラインでは、統一を目指しているということは打ち出したいと考えている。その際に、どれがいいかということになると、やはりNHKチャイム音が最善だろうということで、記載している。ガイドラインは、使用する方の参考にしてもらう、まさにガイドになるということなので、何も条件がない場合はNHKチャイム音を推奨している。ただ、一方でNHKチャイム音が聞き取りにくいという状況もあるので、ユーザに知らせるという意味で、この例外を作っているということをご理解いただきたい。屋外用、工事現場でも使える統一音は必要だと思っているが、統一音を作ることは難しいということも是非ご理解していただきたい。

部会委員：ガイドラインでNHKチャイム音を推奨という形はいいのだが、ダブルスタンダードは良くない。気象庁がこちらもスタンダード、こちらもスタンダードというのは避けるべきだという強い意見がある。

部会委員：チャイム音を統一したほうがいいと思う。ただし、駅というのは公的な場所であるが、非常に騒音が大きいところなので、必ずしもNHKチャイム音がよいかどうかというのは検討しなければならないと思う。場合によっては、音声を補充的に入れるなど、そういうことも含めての検討していただきたい。音を統一するというのは重要だと思っているし、場所によって音が違うとなると認識できないので、そこは必要だと思うのだが、公的な場所はNHKのチャイム音のみというのであれば、駅などはかなり厳しいと思う。

<資料4の について>

部会委員：許可事業者で把握する事ができないということを受けて、利用者から利用方法を許可事業者に伝えるということを書き加えるという事はかなり回りくどい。許可事業者はそこまで把握しないのが普通であるのか。

部会委員：国民からの意見を見ると、転売された場合やリサイクルショップで買った場合等、直接自らが販売した場合ではないときに難しいのではないかとということである。当然、緊急地震速報を受信するためには契約が必要で、その時に何らかのアクションを起こすような方法を決めておけばいいのではないかと。単純にインターネットに繋がば動くというものでもないため、配信事業者がしっかりとした意識を持っていれば解決するものと思う。

事務局：配信の方から辿っていくという事も一つの考え方だと思うが、やはり配信事業者と許可事業者が連携して対処していただきたい。特に、実際に機器などを制御している利用者は転売はしないだろうが、場合によっては制御機器を追加するなど使い方が変わっているかもしれないことから、利用者が配信・許可事業者と連絡を取り合っていただきたいと考えている。

部会委員：見解の最初に、「許可事業者だけで利用方法を把握するのは困難である場合がある。」とあるが、許可事業者が利用方法を把握しなくていいように捉えられる可能性がある。本来は何かしらか相談があるはずである。確かに具体的な細かい使用方法までは把握していないかもしれないが、書き方が許可事業者は利用方法を聞かなくてもいいというように取られかねない文章の書き方が気になる。検討していただきたい。

部会委員：在庫を抱えている事業者が、代理店を使って売ってしまう場合などはどうなるのか。会社によっては販売方法が多様なので、難しいところだと思う。配信事業者が把握できる場合と売った事業者が把握できる場合と両方ある。全然違う場合もあるので、この文言は検討した方がいいと思う。ガイドラインが制定されてから対象となると思うが、後遺症を残しそうな感じがある。市場での現実として様々な形が出てくるというのは認識しなければならないと思う。

部会委員：作った側か売った側かは別にしても、利用者が確実に情報を受け取るためには保守点検などのサポートは欠かせない。配信・許可事業者が保守点検をできているのかを把握することで、利用者がわからなかったことが判明してくるかもしれない。24時間365日体制でサポートするのが望ましい。そこを目指した保守点検の体制が取れているのかが必須になっているが、もう少し具体的に書くべきではないか。

<資料4の 及び について>

部会委員：同等の効果を一台のサーバでどう求めているのか分かりにくい。書き方の問題だと思う。障害の確率を数値で示している人がいたが、信頼性がいくら100だと言っても一台では障害を起こしたときや保守作業中には配信できなくなる。同等であればいいと書かれているが、同等とは何かという事が問われると思う。表現の工夫が必要だと思う。

事務局：目的を明確に詳細説明のところで、記載したいと思う。

部会委員：一台でどうやってメンテナンスが出来るのか全然理屈が分からない。目的を明確にして、こういう目的のために冗長化しないといけないという事を述べた上で、一台で効果がでないことをむしろ強調した方がいいのではないか。

部会委員：現実的に一台でやっている配信事業者があるとすると驚きである。絶対いけないうやり方だと思っている。

事務局：配信サーバの構成としては冗長構成を取るとというのが非常に一般的なやり方だと思う。それを上回るような手段というのは私も不勉強なもので分からないが、まずは冗長だと思っている。

部会委員：冗長という言葉は捉えたのかもしれない。例えばシステムとして止まらないという考え方でいいと思う。冗長という言葉は2台置けというのではなくシステムとして捉える工夫した表現がいいのではないか。全部冗長という言葉が負担がかかるという意味に捉えられる可能性がある。

部会長：全体的に表現の問題や、受け取られ方の意見が出てきた。表現に関してのご指摘があればお願いしたい。

部会委員：意見した方の誤解もあるかもしれないが、資料5のその17とその23において、「端末利用者の指定する場所での震度や到達時間を予想すること」というところで、ガイドラインは端末が設置してあるところを言っているのだろうが、意見した方は任意の場所で持ち歩いていてもそこを予測することはできないということを言っている。このため、この表現はもう少し誤解のないものにしたいほうがよいのではないか。もう一点、緊急地震速報の警報がでたら警報に整合しなさいとある。これまで、予報という特性を活かして利用している利用者に対して、警報に整合しなさいとなると、齟齬がでてくるのではないか、その点を検討いただきたい。

事務局：前半部分については、表現の問題かと思うので、今後直していきたい。他のところに関しては整合性という言葉が非常にわかりにくいと思うのだが、警報が出ている時には予報も出ているので予報の情報を使った報知の仕方というのは当然ありうる。整合性というのは全く警報そのまま出すということではしているのではなく、予報を使ってある程度付加価値形をつけて出すところに、事業者のメリットはあると思う。

事務局：そのほかの意見に対して、資料5に気象庁の見解すべて記載したものを、今後、委員の方に送付するので、ご意見をいただきたい。

<ガイドラインの実効性の確保について>

部会委員：緊急地震速報は認知度が高まってもまだまだ普及は進まないという現実がある。これは事業者として非常に厳しい状況である。利用者の認知度はあるが、しっかりと理解していないというのがある。警報というものと予報というものの二つがあり、警報は誤報など色々な方面で省庁が気にしているが、実際に予報というのは非常に良いタイミングで出ているので、こういったものはなかなかPRされていないというのが現実である。関係省庁連絡会議で話をさせていただく等、もう少し関係省庁はこの辺の理解を深めていただきたい。警報だけではなく、予報というものも非常に効果があるのだという部分。これが浸透しないというのが実感としてある。許可事業者は警報ではなく予報でビジネスをする。そういう意味では、もう少し趣致・広報を強化していただきたいと感じる。

部会委員：世の中の人々は緊急地震速報を知っている、「警報」「予報」の2つを分野があることや、「警報」を知っている人でも「予報」を知らない人が殆どである。予報と警報があって、一般の人にどの様に辿り着くかを書き分けて説明しないと、単にこれを読んで全部理解してもらっては厳しい。ガイドラインは文章量が多く、端末利用者が全部読んで関係しているところを抜き出すのは厳しい。配信事業者は専門家なので見るが、利用者向けの冊子も作っては如何か。

部会委員：まず一つ目の質問。利用者への対応という事で、今すでに利用している人への普及の実効性の確保はどういう理解か。そもそもガイドラインと言うのはこれから利用しようとする人に対してもこのガイドラインを参考に「選んで下さい」だったり「選択して下さい」というのであれば、利用者対応でもある。とすると利用者対応という書き方になるのではないか。利用者への対応をして今使っている端末をもう一度見て、これがガイドラインに合っているかどうかを確認して、話があった様に他の方に非常に分かりやすい様に示していかないと難しいと感じる。利用者への対応としてWEBサイトでの周知・広報であったり、関係省庁の所管団体に利用を呼びかけようということだが、これでもまだ難しいのかなと感じる。では何をするのかというと発表の仕方ではないかと思う。やはりメディアを通じてどの様に利用者にこのガイドラインが出来たのを繰り返し伝えてその内容をしっかり見てもらうか、メディア関係者がどれだけ関心を持つのか。関心がないと記事にしないし、番組にもしてくれない、その部分に対して戦略的なものを考えていかなければならない。

事務局：未利用者への対応というのも非常に大きい。今後どの様なものを緊急地震速報の端末に入れていいのか分からないという意見が前回もあったので、そういう人に見ていただきたい。今使っている方にはガイドラインに沿っているかを見てもらう。利用

者、未利用者というものではなくどちらの方にも見ていただきたい。報道戦略というのは非常に大切だと思っている。気象庁ホームページに載せただけではガイドラインというところはクリックされないと言うところがあり、どういう形であればよいのか検討したい。

部会委員：今回の趣旨は充分理解して、周知広報の徹底というところは進めていかなければならない。もう一つ重要なのは、とにかく普及。従前のおり政府一体となってくると表現が見られるが、従前のままで良いのかどうか、もっと積極的に普及促進が必要な状況となっている。実際事業者がきて、撤退したい。撤退するのにも出来ない、何とかお願いしていただけないかと悲痛な意見がある。是非、従前どおりではない積極的な対応をお願いするとともに我々も検討していきたい。

部会委員：9月29日に発表した緊急地震速報はある意味良い宣伝になった。あのあと、緊急地震速報を入れなければならないと相談してくる人がいて、時々訓練をした方が良いのではないかという気がした。つまり緊急地震速報を時々見聞きすると、自分たちもそろそろ導入しなければと感じるのではないか。

事務局：ガイドラインを契機としてぜひとも緊急地震速報の普及にもつなげたいと思う。

部会委員：ガイドラインの実効性は、そもそも準拠した性能のものを作って、事業者は何のメリットがあるのかを考えていかないと、コストが高くなるだけであって、結局利用者は安い受信端末に流れてそれが学校等で使われ、何の為に準拠するのか分からなくなるのではないか。ガイドラインが出来たのが遅かったところを一度反省して、ガイドラインに準拠させるコスト増に見合うメリットを示してあげることが必要である。これをやらなければ緊急地震速報の端末の普及が伸びない。非常に深刻な問題だ。真摯に営業されている事業者を保護するという気象庁の性格には合わないかもしれないが、共に普及を推進していく為にはガイドラインの発効によって蹴落とすことはあってはならない。公共施設に端末を導入する時にはガイドラインに準拠をしている事業者を推奨するなど、事業者にとって何かしらメリットが無いと結局コスト増だけでメリットがないと考えてしまう。そのような社会の実態を、しっかりガイドラインにおいても考えないと、準拠しろと言っても絵に描いた餅になってしまい、報道機関もガイドラインができた時には報道するが、半年や一年が経ったらこのガイドラインも忘れてしまうのでは無いか。真剣に国としてこの緊急地震速報をどうやって普及していくか考えていく必要がある。

事務局：本日、いただいたご検討を踏まえて、事務局で修正等を行う。今後の予定として、ガイドライン(案)の作成については資料5の意見に対する気象庁の見解を取りまとめ、委員の方に照会させていただく。また、それらに対して意見を伺った上で、次回の部会を開催したい。